

# 農薬の

※**農薬使用者**は農薬を安全で  
適正に使用する**責務**があります！



# 飛散防止を 徹底しましょう！

農薬が飛散すると、周辺の作物に付着し、基準値を超える農薬が検出される可能性があります。特に除草剤では周辺の作物の生育に障害がでます。

## ～周辺の事前チェックと対策～

- ①周辺の生産者・住民への情報提供
- ②有機JAS認証ほ場周辺は特に注意
- ③農薬ラベルの記載事項の確認



## ～水田に散布する 時の注意点～



- ①水田に水もれがないか確認
- ②水尻をしっかりと止めて散布する

## ～散布時に必ず守ること～



- ①風のある時は散布を避ける
- ②散布ノズルの向き・種類を確認
- ③防護具の着用（マスク、手袋等）

# かならずチェック! 農薬のラベル



## 【農薬を使う時は】

ラベルの内容を注意事項までしっかりと**確認**しましょう!

農林水産省登録  
第〇〇〇〇〇号

- 使用できる作物か?
- 散布量や希釈倍数は? (ラベルどおりか)
- 使用時期は? (時期と収穫前日数) **チェック!**
- 総使用回数は? (何回まで使用) **チェック!**
- 農林水産省登録番号があるか など **チェック!**



最終有効年月も  
必ず確認!



## 注意! 「農薬に該当しない除草剤」は 農作物等に使用できません!

注) 水田の畦畔に農薬に該当しない除草剤は使用できません!

~無人ヘリコプター・無人マルチローターによる  
農薬散布の実施には飛行の許可申請等以外に以下の提出物が必要です~

無人ヘリコプター 一般社団法人 滋賀県植物防疫協会長へ提出			無人マルチローター ※事故発生時は速やかに	
①散布前	計画書 (様式1)	実施する月の 前月末までに	①農薬事故 (ドリフト、流出等)	滋賀県農政水産部農業経営課 へ提出
②散布後	実績報告書 (様式2)	速やかに	②その他 (人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突もしくはは接近事案等)	飛行の許可等を行った地方航 空局保安部運用課又は空港事 務所へ提出
③事故 発生時	事故報告書 (様式3)	速やかに	事故報告書	
※第1報	(事故の概要、初動対応等)			
※最終報	(事故の詳細、被害状況、事故原因、再発防止策の策定)			

### 【参考】

※滋賀県における無人航空機による農薬散布に係る安全ガイドライン (令和元年11月27日付け滋農経961号滋賀県農政水産部長通知)  
 ※無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン、無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン、  
 (令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知) ※空中散布を目的とした無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認の取  
 扱いについて (平成27年12月3日付け国空航第734号、国空機第1007号、27消安第4546号) (国のガイドライン)